

令和2年8月21日
全国農業共済協会
(NOSAI協会)

保管中農産物の損害を幅広く補償—NOSAI団体が新たな共済を開始—

農業共済団体（NOSAI団体）では、令和2年9月から、農家が倉庫等に保管している農産物を対象に、火災や自然災害、盗難などによる損害を補償する「保管中農産物補償共済」を新設します。

この共済は、NOSAI団体が実施する農作物、果樹及び畑作物共済の加入者が生産し、保管する農産物が補償の対象となります。

1. 導入の背景

NOSAI団体では、平成27年9月の台風18号に伴って発生した関東・東北豪雨において収穫後に農家の納屋等に保管していた米穀が水害により被害を受けたことを踏まえ、米穀、麦及び大豆について、保管中の事故をカバーする収容農産物補償を建物総合共済の特約として既に平成28年から導入しています。

しかしながら、令和元年の台風15号及び台風19号等により、この収容農産物補償特約の補償対象外の果樹（りんご等）で被害が発生し、十分な補償ができなかったことから、米穀、麦及び大豆以外の果樹及び畑作物共済の対象作物についても、収穫後から出荷までの保管中の事故を幅広くカバーする保管中農産物補償共済を新設することとしました。

これによりNOSAI団体では、保管中の農産物の補償について、青色申告農家には収入保険制度で、農作物、果樹及び畑作物共済の加入者には、今回の保管中農産物補償共済で幅広く補償を提供できるようになりました。

2. 保管中農産物補償共済の特徴

- (1) 補償対象は米穀・麦をはじめ、みかん、りんご、なし、ぶどうなどの果実や大豆などの畑作物まで幅広い品目をカバーします。
- (2) 対象となる事故は、火災及び水害などの自然災害に加え、盗難、運送中の事故による損害も補償します。
- (3) 損害額の全額（地震等事故の場合は損害の額の30%）を共済金として支払います。（(4)の加入口数に応じた共済金額が支払限度額となります）。
- (4) 1品目1口当たり共済金額100万円で、必要な共済金額（口数）まで加入できます。
- (5) 出荷前の一時保管向け（Aタイプ）と通年保管向け（Bタイプ）の二つの補償タイプがあり、農家が選択できます。

<補償期間>

- ① Aタイプ（一時保管向け）：共済責任開始日から連続した120日間
- ② Bタイプ（通年保管向け）：共済責任開始日から1年間

3. 共済掛金

1品目・1口当たり

- ① Aタイプ：2,500円
- ② Bタイプ：6,500円

4. 実施時期

令和2年9月1日から

本件に関するお問い合わせ先

公益社団法人 全国農業共済協会
建物農機具部（洲濱、中島）

TEL 03 (3263) 6416

FAX 03 (3221) 7795

e-mail tatemono@nosai.or.jp

NOSA I のホームページ <http://nosai.or.jp/>

収穫後の備えは大丈夫ですか？

農作物共済、果樹共済、畑作物共済の加入農産物を対象に**保管中の損害を補償する『保管中農産物補償共済』**が9月1日から**スタート**します。

保管中農産物補償共済の概要



☆建物に**保管中の農産物**を補償します。

※ 他人から預かった農産物は補償の対象外となります。

※ 保管中とは、出荷前の一時保管、販売目的の保管のことをいいます。乾燥・調製等の作業中で建物内にあるものも対象となります。

☆補償対象は、**農作物共済、果樹共済、畑作物共済**に加入している農産物のうち、加入者が選択します。

※地域によって対象品目が異なりますので、各組合で作成されたパンフレットをご覧になるか、若しくは最寄りのNOSA Iにお問い合わせください。

☆補償する額は、**1品目につき、1口・100万円**から加入できます。

☆対象となる事故は、**風水害、火災、雪害、地震**などに加えて**盗難及び運送中の事故**が対象になります。

※ 盗難については、盗難によるき損、汚損を含みます。

運送中の事故については、運送業者等が運送を担う場合は除きます。

裏面もご覧ください。

加入タイプ

☆ 2つの加入タイプから選択できます。

Aタイプ (出荷前の一時保管に対応)

連続する **120日間**を補償します。

Bタイプ (自家販売などの通年保管に対応)

連続する **1年間**を補償します。

共済掛金

☆ 1品目につき **1口 (100万円) 当たり**

Aタイプ 2,500円

Bタイプ 6,500円

(上記金額には事務費賦課金も含まれています)

共済金のお支払い

☆ 保管中農産物の損害額を共済金としてお支払いします。
(ただし、契約口数に100万円を乗じた額が支払限度)

損害額 = 損害数量 × 1kg当たりの価額 (注1)

(注1) 農作物共済、畑作物共済及び果樹共済において農林水産大臣が告示する1kg当たり共済金額の最高額を使用します。

【例】 納屋に泥水が流れ込み保管中の玄米50俵 (3,000kg) が損害。

損害の額 = 3,000kg × 195円 (注2) = 585,000円
共済金 = 585,000円

(注2) 玄米1kg当たりの価額が195円の場合